

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第5号）

平成26年9月26日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

9月25日の会議に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

通告9番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の質問については、核廃絶宣言自治体について、災害対策について、上岩出保育所周辺の道路整備についての3点について質問を行います。いずれも住民が安心して暮らし、生活し、希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、核廃絶宣言の自治体について質問をします。

今、日本の政治において、平和という面で、地方自治体としても懸念される、こういう事態が起きていると言わざるを得ません。3月議会でも平和行政を取り上げましたが、改めて9月議会でも質問したいと思っています。

日本は、第二次大戦において、広島、長崎に核兵器が落とされるという、人道的にも許されない悲惨な経験を経ています。戦争を終わらせるためには必要だったと、原爆投下の理由に挙げていますが、戦後69年たった今も被爆者の家族を含め、多くの方の苦しみが続いてきています。核兵器廃絶宣言自治体としての取り組み、この強化がまさに求められています。

この点から、1点目として、岩出市では、平成元年12月、岩出町の時代に核兵器廃絶の宣言を行ってきています。岩出市として、これまでの取り組みをどう評価や認識、これをしているのかお聞きします。

また、今後、どのように自治体宣言を生かそうとしているのか、この点をまずお聞きします。

2点目として、この宣言されたこの岩出市の宣言をどう捉えているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

核兵器廃絶の宣言には、こう書かれています。世界の恒久平和は、人類共通の願

いであります。しかしながら、核軍備拡大は激化の一途をたどり、新たな核戦争の危機をはらんでいます。私たちは、戦争による世界最初の被爆国民として、平和憲法の本質にのっとり、核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け、積極的な役割を果たさなければなりません。

我が岩出町も、世界の平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、町民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の全ての核廃絶を求めることを宣言しますとうたわれています。

今、平和憲法の本質を踏みにじり、岩出市での宣言を実施していくことを阻害する動きが生まれてきています。世界の平和に進むのではなく、他国の政府が引き起こした戦争に、日本が加担し、協力していくことが進められようとしているのです。日本とはかかわりのない戦争にまで、日本国民、岩出市民を駆り立てる海外派兵に道を開く閣議決定が行われてきています。

市長として、この閣議決定、岩出市民にどのような影響を与えると捉えているのか、この点をお聞きします。

3点目として、自治体宣言の認識について聞きたいと思うんです。

安倍政権が行ってきた閣議決定は、核廃絶の宣言とは相入れないものと考えますが、市長として、核廃絶宣言の取り組みを進める上で、閣議決定は相入れないものとして捉えているのか、いないのか。市長の見解をお聞きしたいと思います。

4点目として、核軍縮に向けて、広島、長崎のアピール署名が全国で取り組まれています。時代とともに署名の名前も変わってきていますが、今、取り組まれているのが、核兵器全面禁止のアピール署名というものです。核廃絶へ向け、大きな力となるものです。

こうした署名運動に、市長みずから先頭に立って行動したり、世界平和の構築のため、積極的に平和行政に取り組んでいる自治体も生まれているわけですが、見習ってはどうかでしょうか。

また、平和市長会に加盟していますが、平和市長会の会議などにも積極的に参加されてはどうか、この点をお聞きしたいと思います。

5点目として、中芝市長として平和問題にどう取り組もうと考えているのかを質問したいと思うんです。

ことしも核廃絶へ向け、世界の人たちが集い、原水爆禁止世界大会が開かれて核廃絶へ誓いを新たにしています。岩出市でも平和行進が行われましたが、中芝市長のメッセージも読まれました。市長の平和行政への取り組みの考え、これを最

後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

増田議員の、核廃絶宣言自治体についての一般質問に一括してお答えをいたします。

1点目につきましては、平和への願いは、国民誰もが望んでいる共通の思いであります。岩出市においては、「核兵器廃絶のまち」宣言の看板設置、平和市長会議への参加、原爆パネル展の実施、平和行進への激励のメッセージなどの取り組みを行っておりますが、これらの取り組みは、市民の皆さん方の核兵器廃絶への意識高揚を目的としたものであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

2点目及び3点目については、国政に関する個人的な見解を問うものでありますので、この場で答弁する考えはありません。別の機会にお聞きいただきたいと思います。

なお、こうした事案は、市長としての発言とするなら、市民全てを代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言であると思います。議会という場で、個人としての見解を、市長の立場で申し上げるべきではないと思います。

4点目につきましては、他の自治体の動向を踏まえ、留意してまいります。

5点目については、「核兵器廃絶のまち」を宣言しておりますので、これまでどおり市民の皆様方の平和意識の高揚に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の私の質問に対して、岩出市としての取り組みという点については、個々いろいろおっしゃられました。

そして、2点目、3点目という点、これについては、市長は、国の問題だからと、意見は差し控えたいと、また、市民との合意がなければ、言えないんだということをおっしゃられています。これは、決してそういうことではないんですね。私は、国の問題に対して、これ、聞いているんじゃないんです。国が行おうとしていることに対して、岩出市自体がどのような影響を与えることになるのかと、また、その

点について、市長はどう捉えているのかということを知りたいです。

実際、今回、聞いているという点においては、実際、安倍政権は、憲法9条の精神を踏みにじて、集団的自衛権を行使できる体制、閣議決定を進めているわけなんです。まさに日本が戦争に参加する仕組み、こういう、まさにこういう国づくりを進めているんです。自衛隊、これを戦争に駆り出して、命の危険、これを生み出して、平和を脅かそうとしています。岩出市の自治体宣言とは、相入れないのではないのでしょうか。

山形市の市長さんは、集団的自衛権の容認は、平和都市宣言に逆行するものだと、これ、はっきり述べられているんですね。だから、市民との合意がなければ言えないということはないんですよ。市長としての思い、これがはっきりと自治体宣言、こういうものに対してどうなのかと、相入れるものなのか、相入れないものなのか、こういう視点からはっきりと明言を、これ、されてきているんですね。だから、市長が、国の問題、これについては言えないということは、決してありません。改めて、この岩出市としての自治体宣言、この宣言から見てどうなのか、この点を改めて見解をお聞きしたいと思います。

それと、平和行政、決算委員会はこれからなんですが、来年度の予算、これは、これから順次、市としても計画されていく、そういうことになるかと思いますが、この平和行政面、この点では、来年度、市として、どのような事業や検討、こういう部分なんかをお考えなんですか。

また、平和市長会という部分なんかも加盟もされてきて、実際にはその平和市長会への会議というものなんかも、市長自身、参加される、そういうお考え、そういうことなんかも含めて、平和行政への取り組み、来年度、どういうふうにされていくのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、国と地方の役割分担ということでお話ししたいと思いますけれども、地方自治法第1条の2に規定されておまして、国が担うべき事務というのは、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動または地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的規模、視点で行わなければならない施策及び事業、こういうことで、地方公共団体というのは、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うということ、位置づけら

れてございます。

先ほど、松阪市の山中市長さんのことだと思いますけれども、先ほど、市長が答弁しましたように、市長として発言するということであれば、市民全てを代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言かということだと思っております。そういうことから、山中市長さんの言葉というのは、これは市長としてということではなく、個人としての発言だということだと思います。そういうことから、議会という場で、個人の見解を、市長の立場で述べるというのはどうかということだと思います。

それから、平和行政の取り組みでございますけれども、本年3月議会でもお答えしましたが、非核三原則という国是があるという前提におきまして、特別な施策を講じる必要性は考えておりません。粛々と平和意識の高揚に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 市長の先ほどの山形の場合なんかは、個人の意見として述べられたのではないかと、それに対しては適切ではないという、そういうことですね。じゃ、山形の市長さんを初めとして、全国の多くの自治体の首長さん、こういう、今回の集団的自衛権の行使、これは問題だと、こういうことなんかは、議会で堂々と述べられてきているんですよ。だから、そういう点でいうと、まさに、そういう全国の方は不適切な、そういう発言をしていると、そういうことになってしまいますわね。市長さん自身は、そういう個人の見解というのを述べられない理由というのは、私は理解できないんです。しかも、市民との合意がなければできないんだということでは決してありませんのでね。

そういう点でいうと、改めて市長としての見解、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、今、平和市長会議ということも、市長、おっしゃられました。今、この平和市長会議、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起とか、各国政府、こういうところへの要請行動を進めるんだと、平和市長会議として進めるんだということで、2020年までの核兵器廃絶を目指す具体的な行動指針、2020ビジョンと核兵器廃絶のための緊急行動というものも策定されてきています。

このビジョンについて、岩出市自身、平和市長会に参加されているわけですから、当然、こういった内容の文書なんかも送られてきていると思いますが、この2020ビ

ジョン、これ、岩出市として、知っているのか、このこと自身、知っているのかどうかという点、これをお聞きしたいと思います。

そして、最後に、平和という部分を構築していく、こういう上において、中芝市長の平和という部分についての思い、これを最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 増田議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この「核兵器廃絶のまち」という、この岩出町の時代に宣言をしたというところに、1つは大きな意義があるというふうに思います。恐らく、県下でも早い時期に宣言をしたものだろうというふうに私は思います。

その宣言をして、後、先ほど市長が答弁しましたように、岩出市として、やるべき取り組み、平和市長会議への参加であったり、毎年、原爆パネル展の実施もやっております。それから、平和行進への激励メッセージ、こういったことを初め、いわゆる平和への願いという思いで、人権の問題であったり、あるいは男女共同参画社会への取り組みであったり、教育部門、それから行政における人権を中心とした部門で、いろんな取り組みをやっておりますし、これからも、そういった取り組みは非常に大事なことでありますから、さらにそういうことで、平和への願いを伝えていく、この教育、人権問題を含めて、推進していかなければならないというふうに思っております。

そういったことで、ひとつ今回のこの、片や国での問題ということでもありますから、それは、その辺では、市長が答弁した内容というのは、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。平和に向けた取り組みは、市行政の中で、十分取り組んでまいりたいというふうに思います。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質問、2020ビジョンのことですけれども、核兵器廃絶のための緊急行動ということで、今後、目標も掲げられておりますので、必要な部分については取り組みを進めてまいります。

以上です。

○松下議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。



○増田議員 次に、災害対策について質問したいと思います。

この間、広島市や北海道などを初めとして、1時間に100ミリを越す大雨が降り、土石流などによる甚大な被害、これが生じてきています。ご冥福をお祈りすると同時に、一刻も早く、もとの生活に戻れることを願うものであります。

この災害問題については、昨日の中でも、数名の方からも、この問題については取り上げてきています。私なりの観点からお伺いをしたいと思うんですが、今、日本以外にも、ここ最近、地球温暖化とも関連して、台風の異常発生、竜巻を初めとして想定外の雨量を伴う、こういう気候の変化が生じてきています。岩出市においても自治体としての備えや対策が必要と考えますが、岩出市での災害対策において、この間の状況を見据えた上で、想定外の雨量を想定した災害対策という面での見直しが求められてきているのではないのでしょうか。他の自治体で起きたような、想定外の雨量について、どう捉えているのか。また、今後の災害への対応面についてお聞きをしたいと思います。

2点目として、現在、全市、これを見渡した排水計画の検討業務、また、国営総合農地防災事業などが進められてきているわけなんですけど、この事業についての進捗状況、この点をお聞きしたいと思います。

3点目として、他の同僚議員からも同様の質問もされているわけなんですけど、岩出市においては、土砂災害警戒区域の指定状況、これについては、平成23年度、急傾斜地崩壊で33カ所、土石流警戒区域で15カ所となっていました。ことし9月の時点では、急傾斜地崩壊区域は44カ所、土石流警戒区域は40カ所のうち、特別警戒区域は30カ所となってきました。まさに、年々ふえてきています。

このような点では、岩出市として、今後、どのような防災対策を講じようとしているのか。

また、同時に、県に対して、改善対策においては、どのような働きかけを行っているのかをお聞きしたいと思います。

4点目として、慢性的な排水対策の改善、これのために、今年度に新たにポンプ車を購入してきています。このこと自体は、災害を防止していく上で改善が図られたと、こう私も感じています。しかし、春日川下流地域、古戸川沿い、浄水場周辺の地域は、もともと湿地帯であって、これまでも浸水被害が生じて、今も台風時などは、まさに不安の日々、これを送られている方も数多くおられます。

この状況を改善させるために、こうしたポンプ車の購入を初めとした対応だけではなしに、市当局自身も努力をされてこられて、国との交渉の中で、紀の川への新

たな排水路事業、これが計画されることになっています。しかしながら、排水路事業の完成までには、まだまだ相当の期間を要するのではないのでしょうか。他の地域の排水対策、こういうようなことなんかもかんがみれば、災害対応に万全、これを来す上では、今回のこのポンプ車だけではなしに、さらに、こうしたポンプ車の購入、そういう必要性も求められている、そういう状況ではないのかなと感じるところもあります。

この点では、新たに、そうしたポンプ車の購入ということなんかも考えておられるのかという点と、紀の川市、特に、災害が、危険が高いと言われている紀の川への直接排水の樋門、この完成までの対応、これについては、めどなんかも含めて、今後の計画、これがどうなっているのかを質問したいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の2番、災害対策についての1点目、災害対策の見直しの考えはないのか。及び3点目のどのような防災対策を講じようとしているのか、についてお答えいたします。

まず、1点目の災害対策の見直しについてでございますが、地域防災計画の策定、運営に当たっては、国の防災基本計画に基づいて実施しております。

それから、災害対策は、県との有機的、一体的なつながりが不可欠であることから、計画の作成、修正については、和歌山県地域防災計画を参考として行うこととなります。

岩出市の地域防災計画についてですが、1時間に100ミリを越すような大雨が降るおそれがあれば、特別警報の発表も想定されますので、その場合の対応については、現計画に盛り込まれてございます。

それから、先ほど申し上げた地域防災計画の見直しを行う場合についてなんですが、国の防災基本計画や和歌山県の地域防災計画の見直しと連動して行うということになります。

次に、3点目ですけれども、今後、どのような防災対策を講じようとしているのかについてでございますけれども、ハザードマップでの周知について考えており、ハザードマップの作成につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、今年度、策定をしております岩出市防災マニュアルに掲載し、作成後は全戸配付を行い、住民に対する周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 増田議員、ご質問の2番目、災害対策についての2点目、現在、市域を見渡した排水計画検討業務、国営総合農地防災事業などが進められているが、進捗状況はについてお答えいたします。

平成20年5月25日に発生した、床上、床下の浸水被害箇所について、平成21年度事業で、特に被害の大きかった吉田、西野、中迫、高瀬、岡田地区における浸水対策検討業務を実施しました。

その対策として、中迫地区は、平成22年度に藤崎井用水路のかさ上げ工事、23年度に藤崎井山田川放流ゲートの増設工事を行い、吉田地区は、平成25年度に六箇井鴨沼川放流ゲート増設工事を完了いたしました。

また、西野、中迫、高瀬地区の対策として、本年度、大町排水路バイパス詳細設計業務を実施しております。

岡田地区につきましては、平成24年度に、岡田上野分水ゲートの設置工事を行い、そのほかの対策は、国営総合農地防災事業で実施していただく計画です。

次に、国営総合農地防災事業の現在の進捗状況についてであります。平成26年8月1日より和歌山平野農地防災事業所が開所し、実質的な業務が開始されております。

現在、岩出市におきましては、岡田地区の対策としまして、紀の川市旧打田町から岩出市岡田地区に流れ込む藤崎井支線水路の対策の検討を行う、和歌山平野農地防災事業1期、藤崎井支線水路調査測量設計業務を、平成26年9月8日に入札に向けた公告を開始したと聞いております。

今後も、農林水産省、近畿農政局和歌山平野農地防災事業所が事業主体であります。国営総合農地防災事業と調整を行い、事業を進めてまいります。

次に、3点目、急傾斜地の崩壊、土石流区域で、岩出市として、今後、どのような防災対策を講じようとしているのかについてお答えいたします。

土砂災害警戒区域等において、土砂災害が発生した場合、砂防ダムの設置は有効な手段の1つであると考えられますが、砂防ダム工事業の事業主体は県であります。

また、県に対して、どのように働きかけていくのかということにつきましては、こういった土砂災害については、何よりも状況把握が重要であると考えております。状況の把握について、県と連絡情報交換、連絡を密にとり進めていきたいと考えております。

次に、4点目、他の地域事業もかんがみ、さらにポンプ車の購入の必要性も求められているのではないのかについてお答えいたします。

昨年の浸水被害の教訓から、本年度、古戸川の浸水対策として、現在、設置しているパイ500、2台と、パイ200、1台のほか、新たに仮設の排水ポンプ、パイ200、5台を、山崎地区に現在設置してるパイ200、3台のほか、同じく排水ポンプ、パイ250、3台を設置し、対応いたしました。

さらに、国土交通省並びに和歌山県所有の排水ポンプ車の出動要請を行い対応していただいたところ、浸水の被害には至りませんでした。

さきに議決をいただきました排水ポンプ車の購入により、浸水被害は軽減されま

す。

なお、不測の事態が起こったときには、国、県に対し、借用できるよう調整を図っておりますので、さらなる排水ポンプ車の購入は考えておりません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の広島で起きたあの災害ですね、この災害については、今、市当局自身がおっしゃられたマニュアルというのですか、そのこと自身、これ見直していく必要がある、広島市がしっかりとした計画をしてきたんだけれども、そのマニュアルという、その部分の中で、見直していく必要がある、これが最大の教訓だと言われています。

避難に対しての指揮命令、危険情報の連絡面、こういう点で、市当局や消防団などの方も、上からの指示のあり方、また、避難対応での戸惑い、マニュアルはあったんだけれども、そういう意思統一というのですか、それができなかつた。これがあの広島で起きた事故の最大の教訓なんですよ。

岩出市において、住民避難、こういう点では、今の岩出市、先ほど100ミリを超えるような部分についての対応もしているんだということをおっしゃられたけれども、岩出市において住民避難という点では、どのような場合に避難をするのか、また、避難をする場合は、誰が連絡をとるのか、協力面として消防団の方なんかは、どのような指揮命令、また、役割、マニュアルの中で確認されてきているのでしょうか。この点をお聞きをしたいと思います。

それと、23年からことしに向けて、危険地域という数がふえてきているわけなんですけど、これは単純に開発が進んだために、こういうような危険地域がふえているのか、そのふえた理由というのは、なぜふえたのかという点、これを再度お聞きをしたいと思いますし、3点目として、指定された警戒区域、こういう部分については、きのうの時点なんかでも、ホームページで周知するとかというようなことを盛

んに言われているんですが、肝心なことは、本当に自分たちの住んでいる地域が危険なところなのか、そういう問題がある地域なのかということを知ること自身が大切だし、今、岩出の場合、特有としてあるのが、自治体組織というのが、なかなか地域が一体となって入っているという、そういう状況がない中で、危険地域というところに住まわれておられる方が、自治会を通じても知らないというようなことがある中で、それを知っていただくということ自身のことなんかを、市として、どうされていくのかという、この点、3点、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

広島で起きたような100ミリ以上の大雨になった場合の防災計画の見直しについてということであります。

これにつきましては、先ほど申し上げたように、100ミリを越す大雨が降るおそれがあるということであれば、特別警報が発表されるということが想定されますので、現計画においても盛り込まれております。

さらに、今後のということになりますと、先ほど申し上げたように、これは国の防災基本計画、それから、和歌山県の地域防災計画、この見直しとの関連がございますので、連動して見直しを、今後、する必要があるのかなど、このように考えます。

そして、2点目です。大雨が降った場合の避難のための情報伝達についての件です。

これも昨日の議会の一般質問の中でもご説明申し上げたんですけれども、市では、避難勧告等の判断伝達マニュアルというのをつくってございまして、避難準備情報、それから、避難勧告、避難指示の判断を、日中であるとか夜間とかに区別して定めております。それに基づいて伝達することとなっております。

伝達の方法については、災害の規模とか種類などで異なってきますけど、また、時間によっても異なりますけれども、市内放送であるとか、メール配信サービス、防災行政無線の電話応答サービスとか、市ウェブサイト、地デジデータ放送など、広報車を含めて要請すると、このようになります。

それから、3点目の、消防団の関係の指揮命令についてです。消防団における指揮命令系統については、消防団長の指揮のもと、副団長、分団長、副分団長、部長、

班長、団員へと命令を発せられるということになります。それで、行政から消防団への指揮については、消防団長に対して、住民に避難を呼びかけることを伝えて、消防団長の命令によって、団員は、それぞれ配備活動につくということになります。

それから、4点目ですけれども、避難所の関係ですけれども、避難所については、昨年、25年度に見直しを行いました。その見直しは、現在ある避難所を災害の規模や種類などに分けて分類しました。土砂災害の危険区域に、エリアに入っている避難所、それから、浸水が想定される区域についての避難所については、今回、見直しを行い、指定から外させていただいたと、このようになってございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

警戒区域、なぜふえてきたのかという点についてお答えいたします。

まず、区域につきましては、危険箇所、土砂災害の危険箇所から、まず基礎調査を行い、それによって、調査するのは和歌山県なんですけれども、県において調査していただいたもの、それについて告示をしていくと。調査を数ある中でやっていく中で、その後、告示をするという作業がありまして、その中で、順次、告示をしていって、ふえてきたものでございまして、先ほどおっしゃられた開発ということには関係はございません。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 開発が進んだためには、ふえていないということだと思っんですね。要するに、今、県がそういう調査をしていくということであれば、岩出市内の中で、さらに、こういう危険地域というのですか、警戒区域、こういうのが将来的にはまだまだふえていくということになると思っんです。今の時点で、警戒区域というのですか、これが今、26年度の時点で、岩出市全体の中で、どれぐらいの地域が県として調査されたような状況なのかという点、これをお聞きしたいと思っんです。

それと、ただ、県が調査して行って、地域が、こんな危ない地域がありますよというのが、こっだけふえましたよというだけでは、本当に調べていくうちには必要だし、あれなんやけれども、ただ、今度はその対応、今後の対応として、県として、岩出市自体の中で、県として実施していただけるというような、今の時点で、そういう計画そのもの自身はあるのか、ないのか。もしあるとしたら、どれぐらいあるのかという点、お聞きをしたいと思っんです。

それと、1点目に聞いたマニュアルというのですか、そういう点、一番最初に私

言ったんですが、広島市での対応で、マニュアルというものの、そのもの自身が、取り組んでいたんだけど、実際にはなかなかそういう状況にならなかったがゆえに、ああいう被害という、心残りという状況も生まれたんですという、ここが、さっきも言うたんだけど、最大の教訓だと。そういう点で、改めて岩出市としても、今、マニュアルというものはあるんだけど、改めてそういう部分の徹底、指導のあり方とか、指揮系統のあり方とかというのを、改めて確認していく、こういうことも私は大事なんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、市として、そういう部分における検討とか、再検討とかというようなことはされないのでしょうか。その点、お聞きをしたいと思います。

それと、紀の川の樋門の件なんですが、国営総合農地防災事業、これが入札をかけられたということなんで、実際には、もう事業自身が進んでいくと思うんですが、場所的に、その樋門というのはどの辺にできるのか。その水路というのですか、紀の川市は古戸川が流れているところから斜めに計画をされるのか、真っすぐ南と言っていいんですか、そういうふうになるのかという、樋門の位置も含めて、どのような計画内容になっているのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

今後、警戒区域はふえるのかという点につきましては、現在のところ、ふえないとは言い切れないんですけれども、この警戒区域、土砂災害防止法の中には、地すべりといった項目もございます。例えば、将来、もう目で見てというか、目で見なくても地すべりが起こっているといったような事象があれば、そういった箇所は危険箇所に含まれているということで、ふえる可能性はあるということをお伝えいたします。

それから、調査はどれだけやったのかということにつきましては、そもそも、岩出市内、危険箇所、93カ所ございまして、93カ所全てにおいて、まず机上をもって、それから、その後、現地へ入って、現在の84カ所という調査が終わっているという状況でございます。

それから、今後の対応につきましては、今後の対応については、特に、ハード整備といったところでの対策というのではないというふうに聞いているんですけれども、そもそも、この土砂法ができたいきさつからいきますと、ハード対策だけでは追い

つかない部分があるといったところで、住民の皆さんに行政としては知らせる努力と、それから、住民の方には知る努力をしていただこうといったところで進められてございます。特に、ハード整備等の整備対応するということはないというふうには聞いております。

それから、マニュアルの見直し等につきましては、現在、岩出市で警戒区域について、もう全て調査も終わっているということで、岩出市については、何も今のマニュアルに問題はなかったと、今は問題はないというふうに考えていますので、特に、見直し等は考えておりません。

次に、古戸川の件、国営の件なんですけれども、まず、古戸川の今言っている、進められているところ、先ほど、入札が終わっているということでしたけれども、現在、公告中ということで、入札にはまだ至っていないということでございます。それで、場所につきましては、古戸川からまだ紀の川市、ゴルフの打ちっ放しのあるところ、そこから、ちょうど紀の川と古戸川の間を通ってくるというようなルートで、岡田樋門のところに水を抜くといった計画となっております。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

増田議員、マニュアルということでございますけれども、まず、地域防災計画についての見直しですけれども、これは1時間に100ミリ以上を越す大雨が降るケースが発生した場合の見直しということですが、国とか県との見直し、いわゆる県計画、国の計画の見直しの整合性もありますので、現在のところ、見直しの考えはございません。

それから、2点目の、マニュアル、議員のおっしゃるマニュアルは、どのようなマニュアルか、ちょっとあれなんですけれども、私どもの避難勧告判断伝達マニュアルについて申し上げますと、これについては、ことしの2月に作成したところなんですけれども、これは県から基準的な避難判断マニュアルというのが示され、これを岩出市版に修正を加え、作成したものであります。

おっしゃるようなケース、想定外のケースも、今後はどんなケースがあるかというのも、想定外のケースも恐らく発生するものと考えますので、やはりマニュアルは、必要に応じて検討を加えていかなければならないと。これも国とか県とかの指示を得ながら、見直すということになると考えられます。

○松下議長 これが増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。



増田浩二議員。

○増田議員 3点目として、上岩出保育所周辺の道路整備などについてお聞きをしたいと思うんです。

現在、上岩出保育所周辺の道路整備、これが進められてきているわけなんですけど、保育所入り口付近は歩道ありません。小田井用水路北側で急激に狭くなっているという状況です。これまでも保育士さんにおいては、保育所に通う児童、また、保護者の安全確保という点で、まさに朝の早くから門の前に立って見守ってきているという状況だと思うんですね。

以前のような道路が狭ければ狭いという点で危険ですし、今回のように、また、拡幅されればされたで、歩道がないという状況のもとで、危険な状況となってきていると思います。

今、以前と比べても、道路の拡幅自体は進んだんだけど、やっぱり安全対策、これが重要だと思います。この道路自身は、県道ですから、安全対策については県、これが責任を持っています。この点では、和歌山県自体が、この上岩出保育所前というのですか、この辺、周辺的安全対策という部分では、どのような対応を考えているんでしょうか。

2点目として、岩出市として、県に対して、岩出市の視点として、どのように県に対して対応を求めているのか、この点もお聞きをしたいと思うんです。

私は、あの保育所入り口付近、これについては、少なくとも安全ポールというのですか、川尻なんかでも、今度新しく橋がかけられたけれども、ああいうところなんかにも安全ポールという部分なんかも立てられているんですが、ああいったものとか、少なくとも、歩道の整備という部分も含めて、安全性の向上の対策、これがもう本当に早急な対応が必要ではないかと思っています。

この点で、岩出市として、上岩出保育所周辺、この辺については、市として、どのような要望、これを出されてきているのか。そしてまた、今後、改善の見通しというのはどうなのかと、どうなっているのかという点をお聞きしたいと思うんです。

3点目として、県道新田広芝岩出停車場線、全線ですね。この面については、岩出駅から国道までと、国道から農免道路、この部分の点においては、もう整備はほぼ進められてきたというふうに思うんです。道路整備として、近隣住民、また、保育所、上岩出小学校へ通う、そういう保護者の皆さんにしてみれば、その農免道路から上岩出保育所の北側ぐらいですね、その辺ぐらいまでは、本当に早く整備してほしいというふうに願っています。

県の整備計画、これが実際に現時点では、どのような計画となっているのでしょうか。あわせて、今後、どのように進めようとしているのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員ご質問の3番目、上岩出保育所周辺の道路整備について、一括してお答えいたします。

岩出市では、県道新田広芝岩出停車場線の安全確保による道路改良の整備を、道路管理者である和歌山県に対して、以前から強く要望しております。平成23年度から上岩出保育所や上岩出小学校周辺の、特に、狭隘な約300メートルの区間について、道路拡幅及び歩道整備の事業を進めていただいております。

今年度は、用地協力の得られた上岩出保育所付近、約80メートル区間の道路拡幅等の工事に着手していただき、整備内容につきましては、車道幅員5メートル、東側保育所側に歩車道境界ブロックを設け2.5メートルの歩道を設置します。さらに、保育所入り口付近には、拡幅区間も設けますので、安全性の向上が見込まれます。

今後は、残る用地取得に努め、協力が得られた箇所から順次、工事を進めていくと聞いております。

岩出市としましても、事業の早期完成に向けて、地元調整や用地取得等、県と連携を図ってまいります。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 年次計画というのですか、そういうのはちょっとおっしゃらなかったんですが、市として、県に早くやってほしいという要望を出していただいているのは、本当にありがたいんですが、年次計画として、県として、具体的に何年度ではこういうところまでやるよという、そういうような計画というのは、実際には、まだないのか、現実には予算化というめどなんかも立ってきているのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

年次計画ということでお答えさせていただきます。

現在、お聞きしているのは、先ほども説明させていただきましたが、上岩出保育

所や上岩出小学校付近、特に、狭隘な約300メートルの区間、この部分について計画を進めてくれているというふうにお聞きしております。

今後の計画につきましては、この事業、拡幅等になりますと、用地の協力というのがまず第一に必要なようになってこようかと思えます。現在のところ、お聞きしているところでは、平成26年度、27年度で、県道までの区間、まずもって舗装をしていただいて、路面の整備をしていただけるというふうにお聞きしているところです。

○松下議長 これ増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告10番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。

国は、子ども・子育て支援新制度を、2015年4月からの実施へ向け、具体的な仕組みづくりに取り組んできました。国の子ども・子育て会議では、さまざまな意見が出て、保育関係者や自治体担当者から準備の時間が余りにも少なく、新たな事務作業量が大変多いことから、新制度への迅速な実施の中止を求める声も広がりました。

新制度で国は、市町村が入所から保育の実施までも責任を持ち、国と自治体の責任で、保育条件の確保、費用負担を行ってきた公的保育制度を根本から変えようとなりました。介護保険や障害者自立支援法と同じように、利用者と事業者の直接契約、補助金を利用者への直接補助に変え、企業参入を促進させて、自治体の保育実施義務をなくして、公的責任を縮小するという狙いがありました。

しかし、多くの保護者や、また保育関係者の声と運動で、児童福祉法第24条1項に、市町村は、保育所において保育しなければならないという文言はなくすことができませんでした。

現行制度では、市町村は、保育に欠ける子どもに対して保育所に入所させ、保育を行う義務があり、その義務は子どもの保育を受ける権利保障を意味します。保護者は、保育所を選択し、保育を保障されます。保育は、全国一律の保育所の設備、運営の最低基準以上の条件を整備し、保育所運営費は公費負担を原則として、最低基準は維持されることとなります。保育料は、市町村が定め、徴収し、滞納した場合でも子どもの保育は継続します。これらが公的保育制度と言われます。また、市町村が私立保育所に委託すると、委託費として運営費が交付され、保育の公共性、安定性、継続性を確保し、子どもの保育を受ける権利を保障します。

新制度になろうと、市町村の保育実施義務は、現制度の公的保育制度として変わらないものだと思います。新制度は、これまでの保育所、幼稚園の制度を革変する改革です。しかし、この改革は、多くの問題を抱えています。新制度は、保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたもので、これに幼稚園との一体化、さらに、教育制度の改革などの政治的な思惑も絡み合い、認定こども園の制度、新たに小規模保育事業等が加わり、制度そのものが複雑となっています。そこになくそうとしていた児童福祉法24条第1項の市町村の保育実施責任が復活したことで、複雑な仕組みが、さらに複雑化して、制度の全体像が見えづらいものとなっています。

この制度の運用に当たっては、やはり全ての子どもの権利と豊かな成長、発達を保障するためには、国と自治体の明確な公的責任のもとで、保育や子育て支援が確保される仕組みが必要だと考えます。これを踏まえた上で、質問を行ってまいります。

まず、新制度移行に先立ち実施したニーズ調査の結果から読み取れた、岩出市の傾向をどのように捉えたのか。過去の調査と比較して、どのような結果があらわれて出てきているのか。具体的に答弁を求めたいと思います。

次に、市民への説明においては、個別対応で行おうとしているが、事業所等への説明などはどのように行っていくのかをお聞きいたします。

3つ目は、新制度は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業で構成されています。子ども・子育て支援給付は、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた給付、小規模保育等地域型保育事業、児童手当の3つです。改正児童福祉法第24条第1項では、市町村は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと、これまでの市町村の実施責

任を規定していますが、これは現行の保育所のみです。ところが、同条第2項では、市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園または家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとなっており、保育しなければならないとなっておらず、市は直接的な責任を負わなくなると受け取れます。この第2項に当たる事業が、小規模保育事業や地域型保育事業となります。

そこで、地域型保育事業の認可基準について伺います。

新制度では、地域型保育事業として、6名から19名の保育をする小規模保育事業、5名以下の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を地域に開放した場合の4類型が設けられました。いずれも3歳未満児を対象としています。この認可基準を市町村は条例で定めることとなっています。国の認可基準では、職員と定数が従うべき基準ですが、ほかは参照すべき基準となっています。

次でこの間、明らかになってきたのは、居宅訪問型保育者については、保育士、看護師等の資格者が研修を受け、修了者が保育ができるということですが、家庭的保育、小規模保育のC型については、研修修了者となっており、明確にどういった方が研修を受けられるのかがはっきりしていません。しかし、乳幼児期の子どもの成長発達、事故などが起こりやすいこの時期、保育中の重大事故は、圧倒的に2歳児以下で起きていることを考えれば、子どもの命を守る上で、質の確保が必須となる中で、保育士以外を保育者として配置するべきではないと考えます。施設の定員数が多かろうが少なかろうが、保育に当たる側には、国家資格である保育士を配置すべきであり、子どもの数が少なければ、資格がなくてよい、あるいは半数でよいと考えるのは間違いです。

公立保育所での保育者の条件等を見れば、ゼロ歳児から2歳児においては、当然、保育士が保育者として行っており、国が示している設備、運営基準をそのまま従えば、明らかに保育の水準が低下することとなります。保育所を利用する子どもも、それ以外の施設を利用する子どもも、同じように保育を受ける権利が保障され、安心安全な環境で過ごすことができる基準が求められます。家庭的保育、小規模保育C型の保育者について、研修修了者は、保育士の資格を持つ者と明確にすべきですが、いかがでしょうか。

給食については、全てにおいて、外部搬入可となっております。しかし、子どものアレルギー問題やアトピーの子どもがふえている中で、アナフィラキシー症候群など重大事故も社会問題となっているため、自園調理が一番望ましいと考えます。原則、自園調理を原則に、調理員の配置を求めるが、どうでしょうか。

保育室のスペースについてです。小規模保育などは、ゼロ歳児から2歳までの年齢の異なる子どもを保育するため、1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びのスペースと睡眠のスペースが確保できる基準が必要だと考えます。国の示している面積基準で十分だと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の1点目、新制度移行に先立ち実施したニーズ調査の結果から読み取れた岩出市の傾向はどのように捉えているのか、についてでございますが、今回の調査は、保育等の事業量を推計する目的で、国から示された調査票に基づいて行っているため、過去の調査との比較はできませんが、岩出市では、他市と比較して、パート労働者の割合が高く、フルタイムへの転換は余り希望していないという傾向や、日ごろ、子どもを見てもらえる親族や知人がいない保護者は、比較的少ないという傾向が見られました。

次に、ご質問の1番目の2点目、市民への説明においては、個別対応等で行うとしているが、事業者への説明はどのように行うのか、についてお答えいたします。

岩出市内の認可保育所8カ所、これは公立が4保育所、私立が4保育園でございます。及び岩出市地域子育て支援センターを対象に、岩出市役所において、9月16日に事業者向け説明会を行っております。岩出市内の私立幼稚園につきましては、順次、個別に説明をしているところでございます。

次に、3点目、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、全ての事業で保育者は保育士資格とする考えはということで、給食は自園調理を原則に、調理員の配置を求めるがどうか。小規模保育などの環境について、1人当たりの面積基準と生活スペースの確保についてお答えいたします。

保育者については、国の基準どおりとすることとしておりますので、事業により保健師や看護師も保育者となることが可能であり、全ての事業において、保育者を保育士のみ限定する考えはございません。

給食につきましては、自園調理を原則としており、調理員を配置することとなります。

1人当たりの面積基準につきましては、保育所と同等か、それ以上の基準となっており、生活スペースは確保されているものと考えます。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　まず、ニーズ調査についてのことからいきたいと思います。

まず、この調査についての結果の公表というのは、どのように市は考えているのか、今後、行っていくのであれば、いつぐらいから行っていくのかということも含めてですが、やるのか、やらないのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

2つ目は、この制度に向けまして、子ども・子育て会議というのが岩出市でも設置が設けられておりますが、この会議自身は、市民からの傍聴等々もあわせて、そういった形でやりたいという申し出があった場合は、どのようになっているのか。聞くところによると、傍聴は認めてないというふうに言われています。しかし、市民にかかわる大事な議論の場が、なぜ傍聴を認めていないかというところでは、大変疑問に感じております。

岩出市は、全体的に秘密的な会議、傍聴を認めない会議が多いんですが、やはり今の時代、時代と逆行しているように感じます。やはり公正に開かれた場での議論する場を設けていく、今後の考えですね。子ども・子育てに関しては、この会議が今後、そうした開かれた場での議論を進めていく、そうした考えについて、お聞きをしたいと思います。

3点目は、国が示したとおりの条例の改正でいきますということと言われておりました。先進自治体などでは、国基準より運営基準を強化しているところも多数あります。保育所研究所調べで、国基準より上乘せされている条例の内容は、家庭的保育事業等の設備、運営基準では、札幌市では、B型保育士を国2分の1以上のところを、3分の2以上としていたり、家庭的保育者は研修修了の保育士、小規模の給食は栄養士配置で外部委託は可としており、横浜市では、家庭的保育事業の部屋は原則1階、また、B型保育士3分の2以上、京都市では、家庭的保育、C型保育、居宅訪問は、研修修了の保育士など、ここに上げたのは一例ですが、国基準を上乘せして条例の改正が行われております。

どれも、大都市ではございますが、しかし、大都市であろうが、小さい都市であろうが、子どもを安全に保育するという点や考えに違いはないと思います。しかしながら、岩出市は国基準どおりの条例が提案され、しかも、読みかえ条例で、岩出市独自の基準が条例を見ても理解できないというものでした。岩出市の現状や特性を踏まえ、本当に、この岩出市民の子どもを安全に、安心して、子どもを保育する市町村は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。この考えのもと、条例を提案してきたのかとも、

疑問を感じております。

国基準を十分に岩出市の現状に照らして検討を行ってきたのか、これについてお聞きをいたします。

万が一、事故等が発生した場合、今後、既存の事業所の保育所や、また、今、やっている託児所という部分では、この条例に変えたところで、参入はできないかもしれませんが、しかし、ほかの株式会社等々が参入に道を開いたとき、許認可及び指導監督の権限を持つ市として、この指導管理、今のままの国のままの条例で責任が果たせると考えているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

ニーズ調査の結果の公表につきましては、子ども・子育て事業計画において掲載するというので考えております。

それから、子育て会議の傍聴なんですけれども、今、4名の一般市民の方に委員に入らせていただいております。その辺もありまして、傍聴があると、なかなか発言しづらいのではないかとということもあります。それから、ほかの委員さんも含めて、闊達な議論をお願いしたいということで、今のところ、開催の傍聴を認める考えはございません。

それから、結果については、ホームページで、議事録、議事概要を公表しております。

それから、先進自治体では、基準を強化している、国の基準よりも強化しているところがあるということではありますが、これは全て大都市であろうかと思えます。基本的には、この今回の基準というのは、安全基準というよりは、補助金のもともとの目的というのが、大都市、一番国のほうの考えている目的というのは、大都市における待機児童の解消ということが大きな目的としてであろうと思えます。保育所だけでは、受け入れ先が十分確保できないという現状がある中で、こういう小規模保育事業に補助金を出すことによって、保育所に見合うような設備投資、もしくは人員配置をしていただいて、保育所の代替的に受け入れ先を確保していこうということが主眼であろうかと思えます。

岩出市においては、待機児童が多ございますので、この事業に対する必要性というのは、待機児童の解消ということではなくて、質の向上、もし、そういうことをやってくれるところがあれば、質は今よりも改善するということになりますので、



そういう施策であろうと思っております。

いわゆる、安全性とかいう面で、最低基準というのは、この補助金とは、今回のこの制度とは関係ありません。むしろ今までの従来の指導監査等で、認可外保育所に対しては指導を行ってきております。そちらの基準については、今回、改定されておられませんので、今までどおりということになります。今回の基準によって、最低基準が上がって安全性が上がるとかいうことには、残念ながらなっていないと認識していただければと思います。

以上でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 子ども・子育て会議の件でございます。

市民の公募により、4名の方が入られているという点もあると言われました。結果、発言しにくい、いろいろな闊達な意見がいつも、どんな会議においても、傍聴を認めることを言えば、必ず市が言うのは、その場で闊達な意見が出すことがなかなかできないからというふうにおっしゃっています。しかしながら、この子ども・子育て会議という点で限っていえば、ほとんどの自治体が傍聴を認めているところ、多数あります。市民に大きく、これだけの制度が改正される。また、その会議の中でもいろんなことが岩出市の状況等々も含めまして、話すというところでは、やはり傍聴が、要望があれば認めるということを考えていくべきではないかと思えます。

これはもう時代と逆行していますよ。開かれた行政の場という点があれば、やはりこの会議というのも、たとえ市民が入ろうが、見識者が入ろうが、誰が入ろうが、やはり傍聴を認めながら、広く市民に知っていただくという点では、非常に今の考えでは残念な結果だと思っています。これについても、今後、さらに私は、ぜひ傍聴を認めるように働きかけを行っていきますが、それについての考えについて、再度、お聞きをしたいと思えます。

もう一つです、国がやっているから、この条例を出してきたと言わんばかりのことですが、大変、地方自治体としての主体性が全く見えてこないというふうに感じました。これは、いわば大都市の問題であり、岩出市では、今のところ待機児童もない、これは安全性を保つもとはなく、補助金を出すための条例である。さらには、質の向上にもつながるって、次長、おっしゃいましたけど、国の基準というのは、最低基準であり、岩出市の状況から、この条例提案に向けて検討すること、そ

れ自身が地方自治体として、大事な果たす役割だと考えています。

保育士が保育を行わないとすれば、完全に今の市の状況から見ても、これは、制度自身、後退になるんですよ。今、現在、岩出市におかれていた子どもたちが保育所で保育を受ける場合は、必ず保育士が責任を持って保育を保育者として入れるはずで、それが、保育士の資格なくても研修を受けた者でいいというふうにしてしまえば、それは後退になってしまいます。

条例制定権というのは、岩出市にもあります。このことは、厚労省も否定できないのだから、市の責任、国が出してきたから、また、この問題というのは、多くの大都市の問題、待機児童の解消のためにつくられたものというふうに言われますが、しかし、これを条例化するに当たっては、市の責任というのも、極めて大きいと、私は言わざるを得ないと思っています。

この点から見て、やはり、きちっとした資格を持った方が、保育士という資格を持った方が、しっかりと保育をする、この観点から、考えは変わりませんか。子どもたち、安心して安全な保育をできるように提供するという、今、既存の施設でこういうところに当てはまる場所がないから、これでいいんだという考えではなく、たとえ本当に企業が参入したときにでも、きちっと岩出市の水準が保てるような形で行える、そういう形での、今回の制度を守る意味でも、保育士がきちっとやるという形で置きかえる、そういう考えがないのかをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの市来議員の再々質問にお答えいたします。

傍聴につきましては、最初に委員に就任を依頼したときのお話の中で、公開しないという前提の中でお願いしているということもありますので、今のところ、公開にするということは考えておりません。

それから、国の基準どおりで主体性がないのではないかというお話でした。私の申し上げたのは、待機児童の解消というのが、国の一番の目的としてつくった制度であろうと思いますが、岩出市としては、その待機児童の解消という意味合いにおいては、余り重要ではない。でも、この政策というのは、もし、やってくれるところがあれば、質の向上にはなります。

ですから、岩出市としては、国がやっていることやから、もうどうでもいいとか、国がやっているから、岩出市でも条例上げただけやということではなくて、この質の向上という部分では、岩出市にメリットがありますので、そういう位置づけで考

えているということでございます。

どういうことかという、今の認可外保育所の基準は、おおむね保健師3分の1以上であります。B型、今度の小規模保育事業のB型というのは、2分の1以上が保育士ということになりますので、基準は上がります。もし、既存の認可外保育所がこの事業を実施すれば、今よりも質が上がるということになります。そういう制度になっておりますので、ご理解お願いいたします。

○松下議長 これですら市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 安心の介護保険制度を求めて。

介護保険は、家族の介護負担を軽減する介護の社会化と重度化を防ぐという理念のもとにつくられました。この間、2006年の介護保険改悪で、要支援1、2がつくられ、要介護1の6割が要支援2に切り下げられ、介護ベッドなどの介護福祉用具が取り上げられるという問題が置きました。

2009年の介護認定の見直しでは、介護給付削減のために、軽度判定が出るように認定システムが変えられました。同様に、給付費削減のために、訪問介護の時間短縮などの改悪が進められてきました。

今回、安倍内閣が進める医療・介護総合法案は、要支援者への訪問介護と通所介護を介護保険から外し、自治体の地域支援事業に移行させ、ボランティアなどを活用して、安上がりにすることを狙うものです。

また、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に制限する。さらに、一定の所得があれば利用料を1割から2割へ負担を2倍にするというもので、これまでの介護保険の改悪の中でも、歴史に残る大改悪となっています。

介護保険改正では、要支援者が利用している予防給付サービス全体の6割を占める訪問介護、通所介護を現在の予防給付から切り離し、市町村が実施する事業には移行させてしまうもので、その受け皿には、新たな総合事業を創設し、事業の大枠は、国がガイドラインとして示し、その範囲内で市町村が対応していくというものです。

また、ボランティアやNPOに肩がわりをさせ、非専門職によるサービスの提供も可能とし、事業者への報酬は、訪問・通所介護サービスについては、現行単価以下に切り下げられる一方、利用料は、要介護者の負担割合を下回らないとしています。さらに、利用者個人の限度額管理を行って利用を制限し、市町村の事業費に上

限額を設けて費用を抑え込むという、二重、三重のサービス切り捨ての仕組みです。この仕組みを2017年度末までに、市町村の事業にするということですが、実施されれば要支援者、訪問介護、通所介護サービスが現在の内容、水準から大きく後退することになります。

国会の審議から、医療・介護の今までの仕組みを根本から壊し、国民の安心を奪う法案の中身が明らかとなりました。住民と身近に接して、医療・介護を担っている地方自治体からは、異議申し立てが噴出し、地方議会からの異議申し立て、意見書も数々上がりました。

中央社会保障推進協議会が昨年末行った自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体は、わずか17.5%にとどまりました。東京都市福祉保健部長会は、昨年11月厚労省に介護保険制度改正に対する緊急提言を提出し、要支援と認定されても、必ずしも保険給付を受けられるとは限らず、受給する権利が不明確になると強く批判しています。

さまざまな団体、事業者からも、ヘルパーのかわりにボランティアをと国は言うけれども、ヘルパーは賃金水準が上げられず、人材不足が深刻なのに、さらに、報酬が安い有償ボランティアに人が集まるとは思えないなど、全国各地の事業所から、とても無理だという声も上がっているのが現状です。国の制度だからと、要支援者の介護サービスの後退は許されません。

岩出市で介護難民や介護心中などを絶対に出さないという立場に立っていただき、市の考えをお聞きいたしたいと思います。

まず、介護保険制度の改定による、岩出市の高齢者への影響をどのように考えているのか、市の認識を伺います。

2つ目に、ガイドラインを見ると、政府は、訪問介護・通所介護を自治体の地域支援事業に置きかえることで、現行制度のままなら毎年5～6%のペースで伸びていく要支援者向け給付費の自然増を、3～4%、後期高齢者の人口の伸び率に抑え込むという方針を掲げています。そうなれば、既存事業者への委託単価が切り下げられることになります。これで、要支援サービスに見合った事業費の確保や事業者の確保は十分でき得るのか、お伺いいたします。

次に、総合事業では、地域の支え合い、多様な主体による多様なサービスをうたっているが、その見込みと可能性、従事可能人数はどうか、また、次期計画、3年後のその組織の形態と従事可能人数予測についてお答えください。

次に、厚生労働省では、65歳以上人口の7人に1人が認知症で、軽度認知障がい

の有病率は13%と推計され、軽度認知障がいと認知症の有病率を合わせると、高齢者の4人に1人がいることとなります。そこで、市の認知症について、その把握はできているのかお伺いします。

次に、認知症対策は、早期発見、早期対応することです。そのためにも、国のモデル事業が始まっている認知症初期集中支援チームの早急な立ち上げが決め手ですが、立ち上げについての市の考えについて、お聞きをいたします。

次に、総合事業の展開には、地域包括支援センターの役割がますます大きくなると思うが、行政の財政的、人的支援を一層厚くすることについて、地域包括支援センターの体制と活動強化はどのように行っていくのかをお聞きします。

次に、一定所得以上の人のサービス利用料を2割負担に引き上げる問題では、約60万円手元に残るから2割の負担にも耐え得ると政府が説明してきたモデル世帯の可処分世帯が、実際には110万円も低いことが、日本共産党の小池晃参議院議員の追及で発覚しております。利用料引き上げの根拠となるデータに誤りがあることがわかり、厚生労働大臣は、これまでの論拠を全面的廃止しました。2割負担とする論拠は完全に崩れていますが、現在でも利用料の負担が重いことから、介護サービス利用を控える方がいる中、2割負担となれば、ますますサービスを受けづらい環境を生むと思いますが、市の見解についてお聞きをいたします。

また、特養ホームの入所対象が原則要介護3以上に制限された場合、この影響をどのように考えるのか、また、今後、入所が必要であっても、対象とならなくなる方への影響について、市の考えをお聞きします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問、2番目、安心の介護保険制度を求めてについてお答えします。

最初にお断り申し上げますが、現在、第6期事業計画策定に向け、作業を進めているところであり、現時点において、お答えできる範囲で答弁させていただきます。

1点目、制度改正による、高齢者への影響に関して、市の認識はについてであります。今回の改正は、今後、ますます高齢者の増加が見込まれ、要介護認定者がふえ続けることにより、介護費用額についても増加の一途をたどらうとされており、こうした状況に対応できるよう、持続可能な介護保険事業等の体制整備を図るものでございます。

その主なものとして、住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、

医療、生活支援、介護予防の充実を目的としたサービス提供体制の見直しや介護費用がふえ続けていることに対し、費用負担の公平化を図る内容となっております。

市の認識についてであります。制度の安定化や将来に向けての持続性等を勘案しますと、結果的には、今後、ふえ続ける高齢者の安心できる生活に寄与する見直しであると考えてございます。

次に、2点目の要支援サービス量に見合った事業費の確保についてであります。今後、3年間の介護保険事業費は、過去のサービス利用実績の推移や本年度の利用見込みに人口推計を加味し事業量を算出することにより、見込み額を決定することとなります。

要支援サービスに係る事業費についてであります。現時点においては、具体的なサービスごとの料金単価が定まっていないことから、サービス量に見合った事業費について、お答えできる段階には至っておりませんが、その確保に向けては、料金設定等慎重に検討してまいります。

続いて、3点目、総合事業では、地域の支え合いや多様な主体による多様なサービスをうたっているが、その見込みと可能性、従事可能人数は、また、3年後の組織の形態と従事可能人数予測はについてであります。総合事業は、市町村が中心となり、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものであり、現在、市では、既存の団体やボランティアを含め、地域にある社会資源の把握と多様な事業主体やサービスに関する情報の収集に努めているところでございます。

4点目、認知症の在宅支援についてであります。市で把握している認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から認知症があると判定された方です。また、認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症の専門医や保健師等3人以上でチームを構成し、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族に認知症状への対処方法をアドバイスするなど初期の支援を集中的に行い、自立生活をサポートするものであります。

現在のところ、チームの一員となる要件が厳しいなど、チームを編成できる環境ではないことから、認知症初期集中支援チームの設置は考えておりません。

5点目、地域包括支援センターの体制と活動強化についてであります。従前の業務に加えて、平成27年度以降、新たに在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービス体制整備に係る事業が、包括的支援事業に位置づけられることから、業務量としてはふえるものと考えております。

体制についてであります。引き続き、厚生労働省令で定める人員等の基準や運営状況の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、活動面においては、田畑議員の一般質問でお答えしたとおり、地域ケア会議の開催や医療と介護の連携等に関する取り組みを進め、地域支援事業の充実に努めてまいります。

6点目、2割負担によりサービスを受けづらい環境を生むのでは、についてであります。今回の見直しでは、これまで一律であった利用者負担について、一定以上所得がある方の負担割合を2割とするものであり、また、月額上限があるため、見直し対象者の負担が必ず2倍になるものではございません。

いずれにしましても、費用負担の公平化や制度の持続可能性を高める上で国が判断したものであり、市においては、新たな制度のもとで、介護等が必要な方への適切な支援に努めてまいります。

7点目、特養ホームへの入所要件が、要介護3以上に制限されることによる影響、対象とならなくなった方への影響は、についてであります。平成27年4月1日から、入所の必要性が高い方が入所しやすいよう、新たに入所する方については、原則、要介護3以上に限定することとなりましたが、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情がある場合には、市町村の適切な関与のもと、判断基準等に基づき特例的に入所を認めることができます。

なお、その際の指針については、今後、国が定めることになっていきますので、ご理解願います。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 大変、現段階でお答えするというのは、大変難しいかと思えます。ただ、他の自治体アンケート等で、この要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体というのは、わずか17.5%というふうに申しております。それ以外は、不可能や見通しが全く立たないと答えた自治体が圧倒的に多いことが調査結果からわかっております。見通しが持てない理由には、全ての予防給付を地域支援事業に置きかえることは、財政やマンパワー不足で難しい、事業者の指定、認定業務等、自治体の事務処理量の大幅な増加が見込まれるが、それに対応する人員配置等のが立たない。従来どおりのサービスを提供する財源確保に見込みがつかないなどが上げられております。

今後、既存の事業所を活用したり、また、新たなところも含めて、いろいろな対

応をしていかれるかと思いますが、しかし、本当に可能となるのか、サービスの低下を招くことなくスムーズにいくのか。私、そのためには、この包括支援センターの役割というのは、大変、今後、物すごく、果たす役割が大きくなっていくかと思っています。

そうした中で、この地域包括支援センターの運営、適切な形でやっていくというふうにおっしゃられました。しかし、今の現状で、本当に負担なくいくのか、それについてお聞きをしたいと思っています。

次は、先ほども言われました、総合事業では、地域の支え等々もあわせて、ボランティアや団体等々の話も言われましたが、政府は、この要支援者の介護サービス提供は、今、おっしゃられたみたいに、NPOやボランティアでもよいとしておりますが、要支援者こそ、専門の丁寧なケアが必要です。ヘルパーにはひとり暮らしで家事がまともにとれず、やせてきていないか、着がえや入浴ができていないか、正確に薬が飲めているのか、同じものを買ってないかなど、生活実態を注意深く観察する目と見きわめる力が要求されます。

これらにいち早く気づき、専門機関につなぐなど経験や専門性が要求される介護サービスをボランティアでは困難だと考えます。認知症などでは、適切な援助がなくなれば、2倍、3倍のスピードで進みますが、実際に介護の経験がある方は、ボランティアでは対応できないと話します。これに対する市の考えですね。実際にボランティア等々もあわせてやっていきたいと考えているようですが、本当にこのようにできるのかについて、お聞きをしたいと思っています。

今、制度が変わったからといって、サービスを取り上げられる、そうしたようなことが起こらないために、しっかりと今後、見きわめながら、岩出市での状態を把握した上で、しっかりと計画を立てていただきたいんですが、その2点について、お聞きをしたいと思っています。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

まず、最初に、包括支援センターとしての任務、役割、今後、ますます増大していくというご心配のもとで、体制を充実という部分のご質問でございますが、先ほども体制につきましては、お答えさせていただいておりますように、厚生労働省令で定める人員等の基準というものがございます。こういった基準であったり、また、実際の包括の職員のそういう業務の状況、そういったものを踏まえた中で、適切に



対応していきたいということですので、よろしくお願いいたします。

それから、要支援者のサービスに関して、ボランティアの方の参入ということのご心配ですよね。サービスの内容は低下することも考えられるということですが、これは、先ほどもお答えさせていただきましたように、現在、市のほうで、内容的には固まってはございません。聞き取りアンケートなど、いわゆる情報収集に努めているというところですが、今回のそもそもの制度改革に当たっては、先ほどもお答えいたしましたように、やはり、今の状況の中では、介護サービス費がますますふえていく、今後、高齢化がますます進むことが十分予想されますので、必然的にやはり認定者がふえると、介護費用もふえていくということになりますと、後期もそうですが、介護保険料もどんどんふえていくということになっていくということの中で、やはり持続可能な制度として見直していくというのが、今回の国制度の中での大きな狙いということですので、やはり、そこも踏まえた中で、市としては考えていく必要があるのかなと、このように考えてございます。

○松下議長　これで市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員　小・中学校の学校図書室に司書の配置をについて、質問を行ってまいります。

この9月から各小学校に週1回、図書館司書が派遣されることとなりました。私は、この司書の配置を進めていく上では、大変評価できるものだと考えております。しかし、ここで問題とするのは、学校現場に司書配置の業務委託がなじむのかという点であります。公的施設での業務委託に関しては、公務員と委託先労働者が混在するがゆえに、さまざまな問題も各地で生じており、偽装請負という法律違反の疑いがある契約も問題視されています。多くの問題点を持つことから考えれば、司書は、直接、市が雇用することが望ましいと思います。

司書の派遣について、幾つかの疑問が生じました。疑問について述べますと、指揮命令について、委託ですから、司書教諭であれ、校長であれ、直接に指示・監督はできないと、指示監督を行えば、偽装請負に問われることにならないのか。学校側が指示・監督をできるということであれば、これは事実上の派遣労働ということになります。そうすると、請負事業者側が、労働者派遣法に問われることにならないのか。

次は、学校現場での教職員の対応は、対応徹底は、一体どのようになっているのか。また、司書教諭の先生が、朝、当日、きょうの授業で急に理科の調べ学習をすることになったので、適当な本を探しておいてと、こういう指示を司書に出すことは可能なのか。突発的なときの対応というのは、どうなるのか、等々です。

また、学校図書館に実際に委託され、司書として配置された方の声として、これは岩出市ではございませんが、毎日勤務できないので、小学校の場合は、図書館の時間に対応できるクラスに限られる。学校とコミュニケーションがとりにくい。学校図書館スタッフがどういうことをしてくれているのか、よく理解されていない先生方も、まだ多い。それは、正規の職員でなく、委託であり、先生方とのコミュニケーションがとりづらいことがあると思う。職員朝礼などには参加できないし、職員室にも席ありません。学校で起こっていることがわからなかったり、気づかなかったりということもある。整備や蔵書点検を行っても、常駐する大人がいないので、次には整備前の状態に戻っていることが多い。基本的に、曜日固定なので、会える子どもが決まってしまう。子どもたちの様子を聞く機会がないため、いじめなどの対応がきちんとできないこともしばしばある。家庭環境等の問題で、精神的にしんどい子どもを叱ってしまった。こうしたような事例が上げられております。

いろいろ述べましたが、委託や外部からの支援で人を満たそうとする限り、学校、子ども、教員が一体的かつ効果的に学校図書館を使用することは、大きな限界があると思います。そして、間違っても法に触れるような雇用管理の形態、業務管理の形態が学校で生じるようなことがあってはならないと考えます。

学校現場で、司書の派遣業務委託は問題ないと市は考えるのか、まず、この点についてお聞きをいたします。

次は、中学校への図書館司書の配置についてです。

中学校の図書館司書も必要と考えております。現状の学校図書室では、昼休みなど本来であれば読書をする生徒や本を探しに来る生徒などが利用しますが、実際には、図書室は特別教室でもあり、暑い時期には、涼みに来る生徒も多く、目的を持った生徒が入出できない状況もあると聞いております。目が行き届かない場所になれば、図書室を解放せず、本を読みたい、調べたいという子どもたちの意欲までも奪っているのが実態ではないでしょうか。

しかし、この状態は図書室の目的外使用が問題ではありません。猛暑であるにもかかわらず、教室にエアコン設置を進めてこない市当局の怠慢が、このような事態を招いているということです。このことを反省し、図書室が本来の目的に沿った使

い方が図られるようにするべきではないでしょうか。

こういった点からも、常勤の司書の配置、これは必須だと考えます。子どもたちが本の楽しさ、おもしろさ、興味を持ってもらえるよう発揮できるのも、司書という役割です。中学校図書室にも司書の配置を求めますが、これらについてお答えを求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の3番目、小・中学校の学校図書館に司書配置をに関連して、一括してお答えします。

まず、現在、学校に行っている職員ですけれども、教育委員会が委託したTRC、図書流通センターですけれども、それと雇用関係にある職員で、議員のおっしゃるように、当然、指揮命令権はTRCということになっており、岩出図書館で委託職員として勤務する人のうちから司書資格を有する人が学校図書館に派遣され、委託仕様書に書かれた業務内容を履行するということになっております。

議員のおっしゃるような偽装請負ということは、何を差して言っているのかよくわかりませんが、全くこのことについては、問題ないものと思っております。

業務の内容につきましては、この業務仕様書に書かれておりますもろもろのことがあります。例えば、学校図書館の環境整備、それから、児童の読書支援、それから、司書教諭とか学校ボランティアに対する研修と、それに定められたことをのみ行うということを示されております。

そして、学校との関係につきましては、その仕様書に基づき、もし、仕様書以外のものがありましたら、市の教育委員会と、このTRCが協議して決めていくということにしております。

それから、中学校への司書の派遣についてお聞きですけれども、これは昨日、宮本議員の再質問でお答えしたとおり、小学校での成果を検証し、今後、検討していくこととしてございます。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど、教育長、特に何も問題はないというふうにおっしゃられました。私は、問題があると言うているわけじゃないんです。こうしたことが起こらないのかという懸念を言っているんです。

では、具体的にお聞きをしたいと思います。この指揮命令について、当然、委託

ですから、司書教諭であれ、校長であれ、直接に指示監督、これはできません。学校現場での教職員への対応というのは、どのようになっているのか。内閣府も地方自治体の偽装請負と疑われるようなことがないように、注意喚起していることを、これまた認識をしているのか、お聞きをいたします。

先ほども申しましたが、先生が朝、当日、きょうの授業で急に理科の調べ学習をすることになったので、適当な本を探しておいてという、こういう指示を司書に出すことは可能なのか。こうした突発的な対応というのはとれるのか。これについてお聞きをしたいと思います。

岩出図書館の司書派遣業務委託仕様書から、その他の中で、本件業務の責任者を選任するとあるが、図書館とは別に責任者を置くのか。学校へ派遣される司書とは別に責任者がいるのか。今、言ったTRCですね、その形でやっているとも思うんですが、責任者を当てるということに対して、この岩出市図書館司書派遣業務委託仕様書の中での責任者と、岩出図書館運営管理業務の委託の中の責任者というのは、別々にいらっしゃるのか。その部分が一体、どのような形になっているのかというのをお聞きをしたいと思います。

次に、委託契約書を見れば、今回、学校司書の配置が新たに委託されておりますが、委託金額には変更がございません。業務内容から考え、請負事業者は司書資格を持った労働者を配置していると考えますが、司書が学校に派遣される分、新たに司書資格を持った労働者を、この図書館で業務をしているのか、増員をしたのかについてお聞きします。

ふえていないとすれば、これでの業務を人数が減ったにもかかわらず、労働力負担が生じてくるのではないか。数々の業務内容が書かれております。やらなければならない仕事。

例えば、そこに司書が学校に行っても図書館業務の中に司書が増員していなければ、それは逆に労働者には当然負担がかかってくるかと思いますが、それは、市民サービスから考えれば、後退するという懸念も生じてきます。これは、業務委託契約書が要求する業務内容を、これでは満たされないのではないか、これについて、どのように考えているのかをお聞きをいたします。

また、この学校図書館の業務というのは、委託で、入札で決まります。事業の継続性という問題が生じてくるものではないかと考えております。それは、事業者だけでの問題ではなく、学校という教育の現場で、子どもが安心できる図書室という居場所づくりの点から、この業務委託、ずっと業務を委託、同じところにされてい

るということはありません。契約は入札で決まりますので。その辺について、その点から、どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、責任者のことですが、現在、岩出図書館には、TRCの責任者を、図書館の内容としての業務内容で1人おられますし、今回の委託事業につきましても1名つけてございます。その人と教育委員会が、仕様書に書かれてあることの中身、これは毎日行ったら、いろいろ報告書を持ってきていただくんですが、そういう中身を検討しながら協議していくと、こういうふうなことになっております。

それから、この岩出図書館の中の、今度レベル等が落ちないのかというふうなことでありますけれども、これにつきましては、委託業者のことでもありますので、こちらからとやかく言うことではないかと思いますが、このことを踏まえてやっていただいておりますということで、このことについても、何も問題がなかるうというふうなことで聞いてございます。

それから、突発的なことが起きたらということではありますが、法律的な面からいいますと、ここの仕様書に書かれてあるもの以外は、することができないということになります。この人たちは、いわゆる指示命令とか、そういうことではありませんが、やはり学校へ行って、いうたら、子どもたちのためにどうしたらいいのかという相談、そういうことが指示命令とか、そういうことではないというふうにも考えております。

今のところ、そういうことが起こっているということは聞いておりませんが、その法律、いわゆる業務委託に沿った形で進められておると、こういうことでございます。

それから、もう一点は、入札はこれまで、今、TRCということで、こういう実績を持つ業者等の中で、入札をかけて、岩出市にとってということで、決定してきているということでもありますけれども、ちょっとここで議員さんにもちょっと言っておきたいことがあるんですが、そもそも、この本市の取り組みというのは、単に学校に司書を入れるというふうなことではなくて、実際に岩出図書館に勤務している司書資格を有する委託の職員が行き、岩出図書館という、もう県下でもトップクラスの公共図書館との連携を図りながら、学校図書館の活性化とか、読書活動の推進を図ると、これはもうほかに余り例のない特色のある事業だと、私どもは考えて

います。

だから、単に司書を配置するという、そういったことではなくて、視点、レベルが違う、こういうことを、まず、ご理解いただきたいなというふうなことでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 いろいろ聞いてまいりましたが、とにかく安くするため、何でもかんでも民間へ委託するという姿勢があらわれていると、私は感じております。そこには、将来のビジョンもなく、サービスの低下もお構いなし。市行政の子どもの教育にどれぐらい真摯に向き合えるのかが問われております。

教育行政というのは、すぐに結果が出ることはないし、点数でその効果を図れるものでもありません。しかし、次世代の社会を担って健全に生きていく大人、これを育てることが最大の課題であり、今、子どもたちのできることを行うことが、教育行政の役割でもございます。司書の配置、ただ単に配置しているのではなく、トップクラスですか、推進ですか、というふうに聞いていますけれど、しかし、それならそれで、逆に私は、ちゃんとした市が直接雇用してきちっと雇うということが、本来の子どもたちにとっても持続性のあるもの、しかもそれが、ますます信頼性において、子どもたちにとっても豊かな環境で過ごせるという意味では、置くこと自身が、置くことだけが目的じゃないというふうにおっしゃいますけど、それだったら、逆にしっかりと市が配置させるということが必要じゃないのかなというふうに、聞いていてますます思ってくるんです。

司書の配置は、本を読みたいとき、知りたいときに利用できるが、子どもたちの意欲を育てます。いつでも応えてくれる図書館への信頼が育まれます。直接雇用の司書だと、同じ公務員として、例えば、職員会議にも出席できるし、教師や図書ボランティアと相談して、よりよいコミュニケーションを図りながら、業務の改善に取り組むことができます。

いろいろ市は、こうだあだと言いますが、しかし、メリット以上にデメリットもたくさんあるということです。公の機関が法に触れるような問題が生じないためにも、私は直接雇用を求めていきたいと思っています。

先ほど、責任者の話で、図書館には図書館の、そして、全く学校には学校のという形で言われていました。ただ、この請負の問題で言えば、請負事業主の管理責任者は、請負事業者主にかわって、請負作業所での作業の遂行に関する指示や、請負

労働者の管理、発注者との注文に関する交渉等の権限を有しております。管理責任者が作業者を兼任しているため、当該作業の都合で、事実上は請負労働者の管理等ができないのであれば、管理責任者とは言えず、偽装請負と判断されます。

さらに、請負作業場に作業者が1人しかいない場合で、当該作業者が管理責任者を兼任している場合、実態的には、発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負と判断されることとなります。という形で、これは内閣府が出しているQ&A等々も含めてですが、載っております。

こうしたように、問題がないよう、学校現場で、こうした偽装請負というような問題が起こらないためにも、私は、しっかり市で今後司書の配置を直接やれるように求めていきたいと思っておりますが、それについて、再度、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

偽装請負、何を差して、そういうのかというのは、今、聞かせてもらったんですが、もう全くそういうことはございません。懸念することはありません。

それから、市で雇用して配置してはどうか。そういう考えも、私は持っておりません。

私も長い教職員の経験から、学校に、高等学校はもう既にずっと以前から入っておるわけですけれども、それによって、学校、児童生徒たちの図書館活動、読書活動が大きく推進したということはありません。どちらかという、司書に丸投げをしたような形で、学校のほうでは考えられていたのかと。

先ほども言ったように、今回の事業ですね、岩出図書館というすばらしい施設の機能を最大限に活用して、岩出の子どもたちの読書活動を推進していこうという事業でありますので、レベル、視点が違いますので、そういうことをお伝えしておきます。

○松下議長 以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、平成26年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(12時00分)



地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成26年9月26日

岩出市議会議長 松 下 元

署 名 議 員 玉 田 隆 紀

署 名 議 員 梅 田 哲 也